

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6		
保存 期間	常(0)年	年	月 日まで

装施第283号
地第315号
平成18年 4 月17日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用要綱の制定について
 岐阜県警察本部庁舎に設置する岐阜県警察ヘリポートの航空灯火施設について、「岐
 阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用要綱」を別添のとおり制定し、平成18
 年 4 月19日から施行することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察ヘリポート航空灯火施設の管理及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、航空法（昭和27年法律第231号）に基づき、岐阜県警察本部庁舎に設置する岐阜県警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）航空灯火施設の管理及び運用基準について必要な事項を定め、航空保安施設としての機能維持と適正な運用を確保することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、航空法及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「航空灯火施設」とは、航空灯火及びこれに付帯する電気設備をいう。
なお、電気設備とは受配電設備、電線路等をいう。
- (2) 「管理」とは、航空灯火施設の保守をいう。
- (3) 「保守」とは、点検、手入れ、測定等を行うことにより航空灯火施設を正常な状態に保持するための一切の作業及びこれらに付随する事務をいう。
- (4) 「管理責任者」とは、ヘリポートの管理責任者である総務室装備施設課長をいう。
- (5) 「運用」とは、航空灯火を点灯して、ヘリポートを使用する航空機等の運航を援助する業務をいう。
- (6) 「運用責任者」とは、ヘリポートの運用責任者である警備部警備第二課長をいう。
- (7) 「異常状態」とは、不時の停電、航空灯火の不点灯、電源施設の事故、地震、台風、火災等により航空保安上危険を伴う状態をいう。

第3 管理担当者の指定

管理責任者は、航空灯火施設の適正かつ効果的な管理を図るため、総務室装備施設課に勤務する職員の中からあらかじめ管理担当者を指定するものとする。

第4 運用担当者の指定

運用責任者は、航空灯火の適正な運用を図るため、警備部警備第二課に勤務する職員の中からあらかじめ運用担当者を指定するものとする。

第5 施設原簿

- 1 管理責任者は、航空灯火施設の現況を明確にするため、「航空灯火施設原簿」（様式第1号。以下「施設原簿」という。）を作成し、航空灯火施設に変更があった場合は、その都度所要事項を記録しておくものとする。
- 2 前項の「施設原簿」には、施設図面（配線配置図、系統図及び機器仕様）を併せて備えるものとする。

第6 施設に対する保安体制

- 1 管理責任者は、管理担当者その他の警察職員に対し、その業務上必要な知識及び技能を修得させるとともに、非常時において速やかに必要な措置が講ぜられるよう実地訓練を行うものとする。
- 2 管理責任者は、航空灯火施設の開閉器等の操作手順及び特に注意すべき事項を管理担当者その他の警察職員が見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 管理責任者は、航空法第53条第3項の規定による立入禁止区域について関係者以外の立入りを制限するため、立入禁止の表示を見やすい場所に掲示するものとする。

第7 連絡体制

管理責任者は、やむを得ない事由により航空灯火施設の運用を停止した場合、航空灯火施設の機能を損なうこととなった場合又は当該施設の運用若しくは機能が復旧した場合は、遅滞なくその旨を国土交通省大阪航空局安全統括室交通管制安全監督課長に通報するとともに、別表1の「緊急連絡体制一覧表」に掲げる各関係機関に通報するものとする。

第8 障害物件の除去

管理責任者は、建築物その他の物件により航空灯火施設の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去と必要な処置を講ずるものとする。

第9 改修その他の工事実施時の措置

管理責任者は、航空灯火施設について改修その他の工事を行うときは、航空機の航行を阻害しないよう適当な措置をとるものとする。

第10 管理の基準

- 1 航空灯火施設の運用は、第12から第14までに基づいて行い、常にヘリポートの運用に支障のないようにするものとする。
- 2 航空灯火施設の保守は、第15から第19までに基づいて行い、航空灯火施設の点検、改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に保持するものとする。

第11 予備品の確保

- 1 管理責任者は、航空灯火施設の灯器及び灯器を構成する機器の部品のうち交換単位部品について、別表2「予備品リスト」に定める必要数を確保し、その数量に不足が生じたとき又は不足が生ずる恐れがあるときは、速やかに補給手続をとるものとする。
- 2 管理責任者は、前項の出納状況について在庫管理表（様式第2号）に記録しておくものとする。

第12 航空灯火の運用前点検

管理担当者は、離着陸をする航空機の援助のために、航空灯火の点灯状況を日常的に確認するとともに、航空灯火操作盤で点灯の操作が速やかにできる状態にしておくものとする。

第13 航空灯火の運用

航空灯火の点灯は、日没から日の出までの間、視界が制限される気象条件下等において、次に掲げる方法により運用担当者が行うものとする。

- (1) 着陸を予定する航空機があるときは、その着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合はこの限りでない。
- (2) 航空機が離陸したときは、離陸してから少なくとも5分間は点灯を継続すること。
- (3) ヘリポートの上空を通過する航空機を援助する必要がある場合及び操縦士から要求があった場合は、可能な限り点灯すること。

第14 異常状態処理方法

- 1 航空灯火の異常を発見し、又はその旨の通報を受けた者は、直ちに管理担当者に通報するものとする。
- 2 管理担当者は、航空保安上危険を伴う異常状態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、別表3に定める「異常状態処理方法」に従い速やかに処理するとともに管理責任者に報告するものとする。
- 3 管理担当者は、前項の異常状態の発生時の状況及び講じた措置の概要を、航空灯火施設事故記録簿（様式第3号）に記録しておくものとする。

第15 保守要領

管理責任者は、別表4に定める「航空灯火施設保守要領」に従い、航空灯火施設の点検及び保守業務を行うものとする。

第16 定期点検及び保守業務

- 1 管理責任者が行う点検及び保守業務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 日常点検は、毎日1回行うものとする。
 - (2) 定期点検は、月例点検を毎月1回、年次点検を年1回行うものとする。
 - (3) 臨時点検は、次に掲げる事態が生じたとき行うものとする。
 - ア 航空灯火施設に異常を認めたとき。
 - イ 他の電気系統の事故により当該施設へ影響を与えたと認められるとき。

ウ 離着陸中の航空機から異常がある旨の報告を受けたとき。

エ その他点検が必要であると認めたとき。

2 管理責任者が、前項の点検を実施したときは、航空灯火施設点検記録簿（様式第4号）に記録しておくものとする。

3 国土交通省大阪航空局による定期検査については、管理責任者が対応するものとする。

第17 電気回路の表示

管理責任者は、見やすい位置に電気回路の系統図及び回路図を掲示し、操作に支障を来さないようにしておくものとする。

第18 航空灯火施設の維持

管理担当者は、航空灯火が破損し、又は光度に障害が生じたときは、同一仕様の機器と速やかに取り替えるものとする。

第19 管理担当者以外の者が行う点検及び保守業務

航空灯火施設の点検及び保守業務を警察本部庁舎管理委託業者等管理担当者以外の者が行うときは、管理責任者が本要綱及びその他遵守事項について、業務に支障がないよう指導した上で行わせるものとする。

第20 記録の保存

記録の保存年限は、次に掲げるところによるものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 施設原簿 | 永久 |
| (2) 在庫管理表 | 1年 |
| (3) 航空灯火施設事故記録簿 | 3年 |
| (4) 航空灯火施設点検記録簿 | 1年 |

附 則（平成18年4月17日付け装施第283号ほか）

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

附 則（平成27年3月18日付け装施第347号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月19日付け装施第1006号）

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則（平成29年9月13日付け装施第739号）

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則（平成30年6月6日付け装施第614号）

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

附 則（令和4年3月15日付け務第258号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※ 別表及び様式省略